## 著作権法改正に関する要望事項

(経済産業省)

要望事項	映画の著作物の非営利無償上映の制限 (著作権法第 38 条第 1 項の改正)
要望の趣旨	平成 15 年 1 月に取りまとめられた著作権分科会審議経過報告の内容に即して、著作権法第 38 条第 1 項を改正し、映画の著作物の「公の上映」については、非営利目的・無償の行為であっても、著作者の経済的利益を保護するため、その許諾を必要とするように改正する。
改正条項	第 3 8 条第 1 項
改正内容	平成 15 年 1 月に取りまとめられた著作権分科会審議経過報告の内容に即して、著作権法第 38 条第 1 項による非営利目的・無償の場合の権利制限から「上映」文言を削除するか、限られた「上映」だけに限定するように改正する。
改正を必要とする理由	(1) 別の所等による「上映会」「中では、 の所等による「上では、 の所等による「上では、 の所等による「が利力」では、 の所等による「が利力」では、 の所では、 の所では、 のの作数が 3800 件(参加人数 347,924 名) を のの作数が 3800 件(参加人数 1,148,877 名) に は、18,867 件(参加人数 1,148,877 名) に ・ は、18,867 件(参加人数 1,148,877 名) に ・ は、10 のののののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののでは、 ののに、 は、 ののに、

	らも速やかな法改正を要望する次第である。
要望事項に係るこれまでの取り組み状況	【関係団体の取り組み】 ・平成5年11月:著作権審議会・第1小委員会で、第1項の改正を求める陳述をした。 ・平成10年6月:社団法人 日本図書館協会と映画工会に関して、「了解事項」文が表表をの非営利無がある。 ・平成会に関して、「別番事で、著作権分配を担い、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、第一、
その他 (関係団体の名称 等)	社団法人 日本映像ソフト協会 社団法人 日本映画製作者連盟

担当者氏名・役職 連絡先 経済産業政策局知的財産政策室(03-3501-3752) 調整一係長 中村良子